

感染症等に係る情報提供及び注意喚起の方法について
(「介護保険事業所向けメール配信サービス」の活用について)

- 1 これまで、厚生労働省からの感染症等に係る通知があった場合、「介護保険事業所向けメール配信サービス」に登録している事業所・施設に対しては、当該サービスにより、また、登録していない事業所・施設に対しては、郵送により情報提供及び注意喚起を行ってきたところです。
- 2 今後、速やかに情報提供を行うためにも、通知の内容は福山市ホームページに掲載するとともに、その旨を「介護保険事業所向けメール配信サービス」により連絡していくことを考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

※ 今年度、各事業所・施設にメール配信又は郵送した感染症等に係る通知については、次の場所に掲載しています。

福山市ホームページ

- (トップページ左側) 担当部署で探す
- 「保健福祉局 ・長寿社会応援部 介護保険課」
- 「感染症等に関する通知について」

※ 通知の内容によっては、郵送により対応することもあります。

- 3 「介護保険事業所向けメール配信サービス」について、まだ登録を行っていない事業所・施設においては、各事業所・施設に割り当てられたパスワードにより、広島県のホームページから登録し、本システムを積極的にご活用ください。【次ページ参照】
- 4 なお、「介護保険事業所向けメール配信サービス」に関してご不明な点がありましたら、広島県が指定（許可）している事業所・施設については、広島県に、また、福山市が指定している事業所・施設については、福山市にそれぞれお問い合わせください。

介護保険事業者向けメール配信サービスの開始について

1 概要

広島県では、この度、県内の介護保険事業者への情報提供を行うため、メール配信システムを整備しました。

については、本サービスの案内を別途、各事業所(介護サービスの種類別)に順次発送していきますので、利用規約を御覧の上、必ず事業所のメールアドレスを登録してください。

2 メールの配信元

広島県及びこのメール配信システムを利用する県内各市町の介護保険担当部局

3 メールの配信先

利用規約に同意し、配信先メールアドレスを登録した県内の各介護保険事業者及び地域密着型サービス事業所

4 配信するメールの内容

介護保険に係る各種通知、情報提供及び緊急時の連絡等を、必要に応じて配信します。
なお、事業所に対する各種通知のすべてをこのサービスにより配信することを保証するものではありません。

5 利用に当たっての注意事項

- (1) 最初にメールアドレスを登録するときに、使用の初期パスワードは、別途お知らせする予定です。
- (2) 地域密着型サービス事業所にあっては、このサービスを利用する市町から、別途、初期パスワードの案内が通知される予定です。
- (3) 配信したメールについて、開封したかどうか当方が確認できるようにするため、**配信先として登録したPCにおいてHTMLメールを受信できるようメールソフト等の設定を行ってください。**
- (4) **受信したメールに受信確認の項目がある場合は、必ずクリックしてください。**
- (5) 本サービスは一括配信専用です。
原則として個別の事務連絡の用途には使用しません。
- (6) 事業所が登録したメールアドレス及びその他の情報は、このサービスを提供する目的以外には使用しません。
- (7) なお、本サービスの利用は、無料です。

6 メールアドレスの登録・変更・解除

利用規約を御覧の上、次のリンクをクリックしてください。(登録画面に移行します。)

[利用規約に同意し、メールアドレスの登録・変更・解除を行う](#)

関連情報

[目録 介護保険のサービスを提供している事業所・施設](#)

ダウンロード

[広島県介護保険事業者向けメール配信サービス利用規約\(60KB\)\(PDF文書\)](#)

お問い合わせ

健康福祉局 社会福祉部介護保険課
電話:082-513-3206 ファクス:082-502-8744
電子メール:fukaiajo@pref.hiroshima.lg.jp
このページについてのご意見、ご感想はメールでお寄せください。